

「米子市地域包括支援センター事業実施方針」の改定に伴う新旧対照表（案）

改正後（新）	改正前（旧）
<p>I 方針策定の趣旨</p> <p>この「米子市地域包括支援センター<u>運営事業実施</u>方針」（以下、「<u>運営方針</u>」という。）は、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的な考え、センター業務の円滑かつ効果的な実施及び<u>適切で公正かつ中立な運営</u>に資することを目的として策定するものである。</p> <p>II <u>運営士の基本的視点</u></p> <p>1 公益性の視点</p> <p>（1）センターは、米子市（以下、「<u>市</u>」という。）の介護・福祉行政の一翼を担う公的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行う。</p> <p>（2）センターの運営費用は、市民が負担する介護保険料や、国・県・市の公費が充当されていることを十分に認識し、適切な事業運営を行う。</p> <p>2 地域性の視点</p> <p>（1）センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。</p> <p>（2）地域包括支援センター運営協議会や<u>地域ネットワーク会議地域ケア会議等</u>の場を通じて、地域の住民や関係団体等の意見を幅広く吸い上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組む。</p> <p>3 協働性の視点</p> <p>（1）センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の各専門職種が相互に情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の事務体制を構築し、</p>	<p>I 方針策定の趣旨</p> <p>この「米子市地域包括支援センター事業実施方針」は、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的な考え、業務推進の指針等を明確にするとともに、センター業務の円滑で効果的な実施に資することを目的に策定する。</p> <p>II 運営上の基本的視点</p> <p>1 公益性の視点</p> <p>（1）センターは、米子市の介護・福祉行政の一翼を担う公的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行う。</p> <p>（2）センターの運営費用は、市民が負担する介護保険料や、国・県・市の公費が充当されていることを十分に認識し、適切な事業運営を行う。</p> <p>2 地域性の視点</p> <p>（1）センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。</p> <p>（2）地域包括支援センター運営協議会や地域ネットワーク会議等の場を通じて、地域の住民や関係団体等の意見を幅広く吸い上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組む。</p> <p>3 協働性の視点</p> <p>（1）センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の各専門職種が相互に情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の事務体制を構築し、</p>

業務全体をチームとして支える。協議して業務を遂行するチームアプローチを実践する。

(2) 地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員等の関係者と連携を図りながら活動する。

III 基本的方針

1 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みを通して、担当圏域が抱える特性や課題からそのニーズ把握に努め、適切かつ柔軟な事業運営を通して、地域資源の開発や地域課題解決に向けた施策提案を行う。

2 介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク（地域社会との連携及び専門職との連携）構築の方針

個別のケース会議や地域ケア会議の開催等を通じ、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動など関係機関との連携を強化する。

3 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施方針

高齢者が地域で自立した生活を継続でき、自身が自主的に介護予防に取り組むための支援を行うため、多様な社会資源を活用したケアマネジメントを実施する。

4 ケアマネジメント支援の実施方針

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。

また、地域の住民、介護サービス事業者、医療機関等、地域全体を対象とした適切なケアマネジメントのために必要な働きかけに努める。

5 地域ケア会議の運営方針

地域ケア個別会議、地域ケア推進会議及び自立支援型地域ケア会議を開催する。なお、介護支援専門員の資質向上に資するよう、市内全ての介護支援専門員

業務全体をチームとして支える。

(2) 地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員等の関係者と連携を図りながら活動する。

[新設]

が年に1回は地域ケア会議での支援を受けられるようにするなど、その効果的な実施に努める。また、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結びつけ、地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進に、市と連携し、かつ役割分担を行いながら取り組む。

6 認知症に関する取組の方針

世代等を問わず認知症を「自分ごと」として考えることのできるまちづくりを推進し、認知症の人やその家族を継続的に支援する。

7 米子市との連携方針

センターの適正かつ効果的な運営を行うため、市が主催する定期的な連絡会へ出席し、情報共有を行うとともに、関係各課と有機的に連携する。

8 総合相談支援の実施方針

総合相談支援業務はセンター事業実施のための基盤的役割であることを踏まえ、関係機関との連携のもと、様々な相談内容について、総合的に相談できる体制を整備する。

9 公正・中立性確保のための方針

市はセンターの公正かつ中立な事業運営の確保のために、地域包括支援センター運営協議会を設置する。

センターは、運営協議会に事業計画書及び実績報告書等を提出し、運営協議会による意見や評価を受け事業に反映させる。

IV 運営について基本的事項

1 運営体制

(1) 運営事業実施計画の策定・評価・改善

ア センターは、市の運営方針に基づき、担当圏域及び担当地区ごとに地域特性を踏まえた年間の事業計画を策定する。策定にあたっては、前年度までの活動実績や課題、地域特性等をもとに、センター職員全員で協議し、必要に応じて市へ助言を求める。

III 運営について

1 運営体制

(1) 運営事業実施計画の策定

- ① センターは、地域の実情に応じて必要となる重点課題等について、各年度の事業実施計画を策定し、各地域の特性に応じた事業運営に努める。
- ② 各年度に策定した事業実施計画について、各年度末に運営上の課題を検証し、次年度に向けて解決方法を検討する。

イ 事業計画には、課題、目標及び重点項目等を明示し、創意工夫した事業運営に努める。

ウ センターは、担当圏域の実情及びニーズに合った事業計画を策定し、地域住民へわかりやすく周知するとともに、事業計画に基づいた事業を実施しているか評価を行い、必要な業務改善を行う。

エ センターは、市が定める方法により事業についての評価を行うとともに、この評価結果と米子市地域包括支援センター運営協議会における事業についての点検・評価結果を踏まえて、必要な業務改善を行う。

(2) 設置場所等

ア センターの設置に係る具体的な担当圏域設定に当たっては、人口規模、業務量、運営財源や専門職の人材確保の状況、地域における日常生活圏域との整合性に配慮し、最も効果的かつ効率的に業務が行えるよう、市が設定する。

イ 地域住民や介護支援専門員、サービス事業者等の多様な関係者が来所しやすい場所に事務所を設置する。

[削除]

(3) 職員の配置等

センターには、「米子市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る職員等の基準を定める条例」(平成26年米子市条例第32号)に基づき、

(2) 設置場所等

[新設]

① 地域住民や介護支援専門員、サービス事業者等の多様な関係者が来所しやすい場所に事務所を設置する。

② 運営における基本的視点(公益性、地域性、協働性)に立って事務所を設置し、下記の7箇所のセンターが市内の担当地域を分担する。

- ・ふれあいの里地域包括支援センター
- ・義方・湊山地域包括支援センター
- ・住吉・加茂地域包括支援センター
- ・尚徳地域包括支援センター
- ・弓浜地域包括支援センター
- ・箕蚊屋地域包括支援センター
- ・淀江地域包括支援センター

(3) 職員の配置等

センターには、包括的支援事業を適切に実施するため、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置し、各職種に欠員が生じることがあってはならない。

三職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）の職員を配置する。また、センターの担当する介護予防サービス計画の数に応じて、保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員を配置する。

（４）職員の姿勢

センターの業務は、地域に暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を図るために業務を遂行する。

（５）職員の資質の向上

センターの職員は、専門性の維持及び資質の向上を目的とした各種研修会等に積極的に参加し、各職員が学んだ内容を全職員に伝達・共有することにより、センター全体の資質の向上に努める。

研修の受講にあたっては、初任者研修及び現任者研修、高齢者虐待防止に関する知識の習得に資する研修会、個人情報保護に関する研修会への参加を必須とし、その他センター運営業務に関する必要な知識の習得に資する研修会への積極的な参加に努める。

（６）書類の取扱い等

センターは、市に対して実績報告書・事業計画等の期日内提出を行うとともに、センター業務に関する変更等があった場合、変更届出書等を速やかに提出する。また、相談記録や関係文書等の情報を適切に管理し、保管する。

（７）苦情対応

センターは、苦情を受けた場合には、迅速かつ適切に対応し、その内容及び対応状況を記録し、必要に応じて速やかに市に報告する。

（８）緊急時の体制対応

センターは、緊急時の連絡体制や連絡網を定め、緊急時にはこれらに従って、迅速かつ的確に対応する。また、災害時には市や関係機関と連携を図る。

3 職種の確保が困難な場合であっても、平成 18 年厚生労働省老健局計画課長通知第 6 による「これらに準ずる者」を必ず配置しなければならない。

（４）職員の姿勢

センターの業務は、地域に暮らす高齢者が住みなれた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を図るために業務を遂行する。

（５）職員の資質の向上

専門性の維持及び資質の向上を目的に、各種研修会等に積極的に参加できる体制整備を行う。また、研修等で受講した内容について、センター内で情報共有するために、受講報告・伝達を積極的に行う。

（６）書類の取扱い等

- ① 実績報告書・事業計画等の期日内提出を行う。
- ② センター業務に関する変更等があった場合、変更届出書等を速やかに提出する。
- ③ 相談記録や関係文書等の情報を適切に管理し、保管する。

（７）苦情対応

センターに対する苦情を受けた場合には、その内容及び対応状況を記録し、必要に応じて速やかに米子市長寿社会課に報告する。

（８）緊急時の体制

センターの開設時間外においても、緊急時に連絡を取れるよう連絡体制や連絡網を整備する。

(9) 個人情報の保護

センターは、職務上知り得た個人情報の保護に努める。また、市は、センターからの個人情報漏えい等の報告事案に対し、対応策の指示・助言を行う。

V 事業内容

1 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）

介護保険法第115条の45第1項第1号ニに基づき、総合事業において、居宅要支援被保険者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス（第1号訪問事業）、通所型サービス（第1号通所事業）、その他生活支援サービス（第1号生活支援事業）等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。

2 総合相談支援業務

(1) 総合相談

本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握を行い、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機関等を紹介するとともに、必要に応じ専門的・継続的な支援を行う。

また、相談に当たっては、重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、地域生活

(9) 個人情報の保護

個人情報の保護に留意し、守秘義務を厳守する。

2 介護予防ケアマネジメント業務

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業対象者の把握

- ① 将来、介護が必要になる可能性の高い高齢者を把握し、必要なサービスを提供することにより、介護予防の効果を発揮する。
- ② 3職種それぞれが、様々な機会をとらえて、事業対象者の把握に努める。
- ③ 把握した二次予防事業対象者の個別性を重視し、継続的支援を行う。

(2) 介護予防ケアマネジメント

- ① 地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるようにするため、本人が出来ることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、利用者の出来ることを利用者と共に発見し、利用者の主体的な活動と生活の質の向上を目指すための支援に努める。
- ② 事業参加状況、目標達成、適切性、新たな介護予防ニーズの有無について、的確にモニタリングを行い、事業終了後も対象者に必要な支援を判断し、必要に応じたフォローアップを行う。

(3) 地域介護予防活動支援

地域において継続した介護予防が行えるよう、動機付けや活動の支援を行う。

3 総合相談支援業務

(1) 実態把握

- ① 地域の高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応ができるように取り組む。
- ② 地域住民や関係機関から、支援が必要な高齢者の情報収集を行う。
- ③ 把握した問題やニーズについて、予防へと展開していく取り組みを行う

課題を抱える住民及びその世帯に対する包括的な支援体制を整備する観点から、相談者の属性や世代に関わらず、相談を受け止めるとともに、必要に応じ、多機関協働事業につなぎ、関係機関との協働による世帯全体へチーム支援など必要な支援を行う。

(2) 地域包括支援ネットワークの構築

支援を必要とする高齢者に対する適切な支援や継続的な見守りにより問題の発生を防止するため、地域の医療・介護事業者、民生委員やインフォーマルサービス等の地域における様々な関係者による会議に積極的に出席し、日頃からの情報交換等を通じたネットワークの構築を図る。

また、業務への理解と協力を得るため、パンフレットや広報紙等を作成し、様々な場所や機関への配布を行うなど、地域住民及び関係者に対する積極的な広報に努める。

(3) 実態把握

(2)により構築したネットワークを活用するほか、様々な社会資源との連携、高齢者世帯への戸別訪問、家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者や家族の状況等についての実態把握を行う。

(2) 総合相談業務

① 地域において安心できる拠点（中核的機関）としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと、様々な相談内容について、総合的に相談できる体制を整備する。

②市や在宅介護支援センター等関係機関と情報交換を密にし、いつでも相談対応できる体制を整備する。

③ 初期対応を適切に行い、課題を明確にした上で、適切な機関・制度・サービス等につなげる。

(3) 地域におけるネットワークの構築

① センターの業務を適切に実施していくため、また、業務への理解と協力を得るために、パンフレットや広報紙等を作成し、様々な場所や機関への配布を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報する。

② 地域の社会資源やニーズを把握し、相談時に適切な情報を提供し、相談活動を効果的・効率的に行う。

③ サービス提供機関や専門相談機関等のマップの作成等により、活用可能な機関・団体等の把握を行う。

④ 地域の様々な関係者のネットワークを通じて、高齢者の実態把握を行うとともに、総合相談等を通じて、支援が必要と判断された高齢者に対して、センターの各専門職によるチーム支援を行う。

⑤ 認知症高齢者の見守りや消費者被害防止、閉じこもりの予防というニーズに、これらのネットワークを有効に活用する。

⑥ 支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービスを始めとする適切な支援につなぎ、継続的な見守りを行う。

⑦ ネットワークによる課題の抽出や更なる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図る。

(4) 困難事例

困難事例（重層的課題がある、支援拒否、既存のサービスでは適切なものがない

3 権利擁護業務

(1) 成年後見制度の活用促進

成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対して、成年後見制度の説明や申立てに当たっての関係機関の紹介等を行う。申立てを行える親族がないと思われる場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見の利用が必要と認める場合、速やかに市の担当部署に当該高齢者の状況等を報告し、市長申立てにつなげる。

(2) 老人福祉施設等への措置の支援

虐待等の場合で、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合、市の担当部署に当該高齢者の状況等を報告し、措置入所の実施を求める。

(3) 高齢者虐待への対応

虐待の事例を把握した場合に、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号)等に基づき、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認する等、事例に即した適切な対応をとる。

(4) 困難事例への対応

高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合に、センターに配置されている専門職が相互に連携し、センター全体で対応を検討し、必要な支援を行う。

(5) 消費者被害の防止

高齢者の消費者被害を未然に防止するため、消費者センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な情報提供を行う。また、消費者被害を予防する地域づくりに資する活動を実施する。

等)を把握した場合は、実態把握のうえ、センターの各専門職が連携して対応策を検討する。また、米子市長寿社会課とも連携を図り、適切な対応を行う。

4 権利擁護業務

(1) 基本姿勢

複数の問題を抱えたまま生活する高齢者が、自らの権利を理解し、行使できるよう、専門性に基づいた支援を行う。

(2) 権利擁護に関する啓発

権利擁護(高齢者虐待の防止、成年後見制度の活用、消費者被害の防止等)について、地域団体・関係機関・各種事業所や住民等が理解を深め、防止するための啓発活動に取り組む。

(3) 高齢者虐待への対応

① 地域住民や関係機関等と連携を密にすることにより、虐待防止及び早期発見に取り組む。

② 虐待に関する通報や相談を受けた場合には、「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、米子市長寿社会課とも連携を図り、適切な対応を行う。

(4) 成年後見制度

認知症などにより判断能力の低下が見られる場合には、適切な介護サービス利用や、金銭的管理、法律的行為などの支援のため、成年後見制度の活用を図る。

(5) 消費者被害防止

地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により、被害の未然防止を支援するとともに、被害の回復のための関係機関を紹介する。

4 包括的・継続的ケアマネジメント業務

(1) 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。また、介護支援専門員が地域の健康づくりやサークル活動等の介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。

(2) 介護支援専門員情報交換会の実施

地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するため、介護支援専門員相互の情報交換等を行い、介護支援専門員のネットワークを構築強化する。

(3) 介護支援専門員を対象とした研修会等の実施

発注者と協働して、地域の介護支援専門員の資質向上のための介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント研修会や事例検討会等を開催する。

(4) 日常的個別指導・相談

地域の介護支援専門員の日常的業務の実施に関して、専門的な見地から個別指導、相談支援を行う。また、介護支援専門員の資質向上のため、センターの各専門職や関係機関とも連携の上、事例検討会や研修の実施、制度や施策等に関する情報提供等を行う。

(5) 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、センターの各専門職や地域関係者、関係機関との連携の下で、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行う。

5 地域ケア会議推進事業

(1) 地域ケア個別会議の開催

高齢者等が地域においてその人らしい生活を継続することを可能とするた

5 包括的・継続的ケアマネジメント業務

(1) 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

① 地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。

② 地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。

(2) 介護支援専門員に対する支援

① 介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行う。

② 介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、関係機関とも連携のうえ、情報提供や事例検討会、研修会等を実施する。

③ 地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行う。

④ 地域の介護支援専門員等が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員のネットワーク構築を支援する。

6 地域包括ケアシステムの構築業務

(1) 個別課題の解決

個別課題分析等を行うことによる地域課題、その他地域の実情に応じて必要

め、その人が有する課題の解決に向けた検討を行うことにより、ケアの質を高め、その人のニーズの充足を目指すとともに、会議参加者のスキルアップ等へとつなげる地域ケア会議を開催する。

(2) 地域ケア推進会議の開催

個別ケースの検討を積み重ねるなかで明らかとなった地域の課題や、地域の代表者や関係者等が日頃の経験等に基づいて把握した課題について、参加者で共有し、地域包括ケアシステムの構築に向けた基盤整備の方策を検討し、地域包括ケアを推進する地域ケア会議を開催する。

(3) 自立支援型地域ケア会議の開催

要支援認定者等の個別事例に対する多職種の専門的な視点に基づく助言を通じた、対象となる高齢者のQOL向上に向けた生活課題の解決や自立支援の促進及び自立に資するケアマネジメントの視点やサービス等の提供に関する知識・技術の習得を図るための地域ケア会議を開催する。

(4) 米子市地域ケア会議（がいなケア会議）との連携

(1)～(3)を通じて明らかとなった地域課題及び当該地域課題の活用方法等に関する米子市地域ケア会議（がいなケア会議）への提言を行う。

なお、センターから市への提言に際しては、市が別途定める「米子市地域包括支援センター政策提言書」を活用する。

6 認知症総合支援事業

(1) 認知症初期集中支援推進事業

認知症専門医の指導の下、複数の専門職が認知症が疑われる人又は認知症の人やその家族を訪問し、観察・評価を行った上で家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、かかりつけ医と連携しながら認知症に対する適切な治療につなげ、自立生活のサポートを行う。

(2) 認知症サポーターの養成

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために、認知症地域支援推

と認められる事項について地域ケア会議等を開催し、適切な対応を図る。

(2) 圏域内における多職種連携

医療機関、介護サービス事業者、民生委員、自治会、ボランティア組織、その他各種団体と連携し、日常生活圏域内における社会資源が連携する地域包括ケアシステムの構築に努める。

7 認知症高齢者及び家族への支援

(1) 認知症高齢者やその家族を支えるため、認知症地域支援推進員や関係機関と連携を図りながら継続的な支援を行う。

(2) 地域住民や関係機関等が、認知症高齢者やその家族を地域で支え、見守る体制を構築するために、認知症に対する正しい知識の普及等を行う。

(3) 認知症高齢者やその家族が抱える多様な問題を解決するために、医療機関等、関係機関との連携・協力体制を構築する。

進員等と連携し、幅広い年齢層に対して認知症についての正しい知識を深め、認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成する。

(3) 認知症理解の普及啓発

米子市認知症ケアパスの活用・普及啓発等により、認知症について年代問わず自分ごととして理解することができる取組や、認知症と診断されても希望を持って生きることができるという考え方の普及を推進すること。

(4) 認知症の相談支援や支援体制の構築

三職種を中心に、認知症の人等からの相談に対して、その知識・経験を活かした相談支援を実施するとともに、状況に応じた必要なサービスが提供されるよう調整する。

(5) 認知症カフェに関する運営支援

担当圏域に設置される認知症カフェの運営支援やチラシ配布、認知症の人等必要な人に認知症カフェの情報を提供するなど周知啓発に協力する。

7 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

介護サービスに限らず、地域の保健・医療・福祉サービスやボランティア活動などの様々な社会的資源が有機的に連携できるよう、地域の介護サービス事業者、医療関係者、民生委員・児童委員その他の関係者とのネットワークの構築を図る。

[新設]

8 一般介護予防事業及びフレイル対策事業

市が実施する一般介護予防事業及びフレイル対策事業の実施について、協力・連携する。

[新設]

9 指定介護予防支援事業

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、心身の状況及び生活環境等を勘案し、介護予

[新設]

防サービス計画を策定するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等との連携調整等を行う。なお、事業の実施に当たっては、「米子市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」（平成30年8月7日条例第24号）を遵守し、介護保険における要支援者一人一人に必要なサービスが公正・中立に提供されるよう努める。

この方針は、平成28年4月1日から適用する。

[一部改訂]

この方針は、令和6年4月1日から適用する。

この方針は、平成28年4月1日から適用する。